― 保　証　約　款 ―

第１条（保証の対象）
請負者は、注文者に対し、この保証約款に従って、別記保証内容に定める保証を行うものとします。ただし、適用の除外、免責事項に該当する場合はこの限りではありません。

第２条（保証）
①請負者は、契約の目的物について、別記保証内容により保証の対象となる現象（以下「不具合」という）が生じた場合は、その責任と負担により、契約の目的物の補修を行うものとします。
②請負者は、前項の現象が発見されたことを保証内容で定めた期間内に、注文者が請負者に通知した場合に限り、補修の責任を負うものとします。
③前項の期間は、工事請負契約約款に定める引渡日に始まり保証対象部分ごとに記載された期間が経過したときに終了するものとします。

第３条（保証を受けるための条件）
請負者は、注文者に対し、注文者が契約の目的物について、設備機器等の「取扱説明書」等に基づく適切な維持管理をしていること、並びに保守点検契約を必要とする設備機器等については当該契約を締結していることを条件として保証するものとします。

第４条（保証の履行の申出）
注文者は、保証の対象となる現象が生じた場合は、すみやかに請負者に対して申し出るものとします。

第５条（保証の内容）
①請負者が行う補修とは、契約の目的物引渡し時の設計、仕様、材質等に従って現状に回復するための補修、取替等の工事をいいます。
②前項の規定にかかわらず、取替、やり直し等が著しく困難な場合または損害の程度に比べて補修に過分の費用を要する場合は、その損害を賠償して補修に代えることができるものとし、その場合は、その支払いの対象となった部分については、以降請負者に責任はないものとします。

第６条（関係書類の保管・提示）
注文者は、請負者から交付を受けた書類について、正常に保管し、保証の請求に当って、請負者が提示を求めた場合、遅滞なくこれに応じるものとします。

第７条（保証の承継）
注文者が、第三者に対して契約の目的物を譲渡した場合は、この約款の効力は消滅するものとします。

― 長　期　保　証　の　内　容 ―

項目		保証の対象	保証期間	適用の除外	備考
注1 基礎	（建物本体基礎部分をいい、ポーチ、アプローチ、犬走り等は除く）	構造強度に影響を及ぼす構造亀裂、不同沈下、破損の著しいもので、生活に影響を及ぼすもの	１０年	・コンクリートの収縮に起因し、構造上特に支障のない軽微なひび割れ ・給排水設備機器などの故障、不具合及びこれらの放置に起因するもの ・地耐力に応じた基礎補強又は地盤改良を実施しなかったことに起因するもの	注1：地盤調査を行い、その結果に基づき基礎補強又は地盤改良等を要する場合にはこれを行う
構造躯体の主要な部分	構造躯体 柱、梁、胴差し、小屋組（母屋、小屋束）、構造躯体の接合部分をいい、屋根下地や構造強度を負担しない１階床等は除く	構造強度に影響を及ぼす脱落や、構造亀裂、破損、たわみ、ねじれ、腐蝕の著しいもので、生活に影響を及ぼすもの	１０年	・材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のないもの ・給排水設備機器などの故障、不具合及びこれらの放置に起因するもの ・設計許容限度内のたわみ、ねじれ	
	床（床大引、根太、床束及び床板をいい、表面仕上げ部分を除く）	材質の変質、変形による強度に影響を及ぼす破損、たわみ、ねじれの著しいもので、生活に影響を及ぼすもの		・材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のないもの ・給排水設備機器などの故障、不具合及びこれらの放置に起因するもの ・設計許容限度内のたわみ、ねじれ	
	屋根（垂木、野地板、棟包み等をいい、仕上材、ルーフィング等を除く）	材質の変質、変形による強度に影響を及ぼす破損、たわみ、ねじれの著しいもの		・材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のないもの ・設計許容限度内のたわみ、ねじれ	
	外壁（外壁パネルの面をいい、仕上材を除く）	材質の変質、変形による強度に影響を及ぼす破損、たわみ、ねじれの著しいもの		・材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のないもの ・設計許容限度内のたわみ、ねじれ	
防水	屋根及び庇 外壁 外壁開口部の取合部	雨漏り及び雨漏りによる構造躯体の腐蝕の著しいもの		・建物の使用に影響のない、長雨時や大雨時の野地板への軽微な透水及び屋外面の水たまり ・家具、調度品等の汚損	
虫害	白蟻	ヤマトシロアリ又はイエシロアリの発生による蝕害及び損傷	３年	・引渡後、土壌を変更する工事を行ったもの又は浸水、崖崩れなどで土壌に変更があったもの	

― 短　期　保　証　の　内　容 ―

構造躯体・主要な部分以外の下地及び仕上	基礎	モルタル等仕上げ材の剥離、損傷、床下換気孔等の脱落又は破損	１年	・モルタルの材質的な収縮による亀裂 ・白華	
	床：基礎以外のコンクリート部分（内外土間、ポーチ、テラス、犬走り等）	沈下、ひび割れ、不陸、主要構造部との肌分れの著しいもの		・コンクリートの材質的な収縮による亀裂 ・白華	
	床：室内床 室内階段	材料の変質、変形による割れ、反り、すきま、きしみ、床鳴り、変褪色の著しいもの		・設計荷重以上の重量物設置に起因するもの ・過度の冷暖房によるもの	
	壁：外壁	下地材の反り、狂い、仕上材の剥離、変形、割れ、変褪色の著しいもの		・構造上、機能上影響のない亀裂 ・過度の冷暖房によるもの	
	壁：内壁				
	天井：軒天井	下地材の反り、狂い、仕上材の剥離、変形、割れ、たれ下り、変褪色の著しいもの		・入居者が取付けた機器等によるもの ・過度の冷暖房によるもの	
	天井：室内天井				
	屋根及び庇：屋根葺材、水切、雨押え等の役物及パラペット	破損、めくれ、脱落、たれ下り、変形、はずれの著しいもの	１年	・その地域の条例による設計最深積雪量以上の積雪に起因するもの	
	樋及び金物	破損、脱落、たれ下り、腐蝕の著しいもの		・その地域の条例による設計最深積雪量以上の積雪に起因するもの ・凍結・枯葉等のつまりに起因するもの	
	外部金物：破風、鼻隠、手摺、面格子	破損、変形、はずれ、腐蝕の著しいもの		・その地域の条例による設計最深積雪量以上の積雪に起因するもの	
	建具：外部建具	建具の反り、建付不良、作動不良、すきまの著しいもの及び付属部品の故障	１年	・作動に影響しない反り、木材の軽微なひび割れ ・暴風雨、豪雨等による建具からの一時的な雨水の侵入 ・過度の冷暖房によるもの	
	建具：内部建具				
	塗装：外部建具 内部塗装	塗装吹付仕上面の剥離、白華、亀裂の著しいもの	１年	・歩行部分	
	浴室	漏水及び漏水による室内仕上面の汚損、剥離、亀裂、変褪色の著しいもの	１年	・家具、調度品等の汚損	
	防露	床、壁、天井の防露工事を行った部分について水蒸気の発生がない暖房機器の通常の使用時における結露水のしたたりの著しいもの	１年	・地域特性、立地条件、換気不足、水蒸気を大量に発生するような住い方によるもの ・サッシ、ガラス及び浴室、洗面所、便所、非採暖室等の結露 ・屋外に面する部分の結露	

項目			保証の対象	保証期間		
付帯設備	上下水道	配管、水栓器具、厨房器具、衛生器具 浴槽、し尿浄化槽	配管、器具、配線材料等の故障、破損、取付ゆるみ、支持不良、腐蝕の著しいもの	注2 注4 １年	・異物のつまりによるもの ・給排水のパッキング等の消耗品 ・凍結によるもの ・電球、電池等の消耗品	注２：電気、水道、ガスの供給主体の定めがある場合はそれによる 注３：ガス配管についてはガス事業法による 注４：別途製造メーカーの保証が発行されているものは、製造メーカーの定めによる保証期間とする
	電気	配管、配線、配線器具、換気器具 分電盤、通信器具、ＴＶ配管又は配線 ＴＥＬ配管、熱源器具、照明器具				
	注3 ガス	燃焼器具				
	石油	配管、燃焼器具				
その他工事	外部	濡縁、パーゴラ、バルコニー 屋外の廊下、階段等	材質の変質、変形、割れ、反り、すきま、ゆるみの著しいもの	１年		
	内部	造り付け戸棚、収納家具 カーテンレール等				
	虫害	ヒラタキクイムシ	木部の蝕害	１年	・入居者が購入した、市販家具、木製品、棚板等に発生したもの	

〈注〉保証の内容における「著しい」とは本来持つべき機能を有しない場合であって、通常修理が必要と思われる程度をいう。

― 免責事項 ―

１．　火災、爆発等予期しない外来事故及び予想外の地震、暴風雨、積雪、凍結等の自然現象に起因し、近隣住宅と同程度の被害を受けたもの。

２．　敷地周辺にわたる地盤の変化、地割れ土砂崩れ及び塩害等特殊な周辺条件並びに周辺環境、公害、近隣の土工事、建築工事に起因するもの。

３．　契約時、実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象又は、これが原因で生じた事故に起因するもの。

４．　自然特性又は通常の経年変化に起因する摩耗、退色、変色、カビ、サビ、こけなどによるもの、もしくは過度の暖房や乾燥による収縮及び音、臭いなどの官能的現象で使用上支障のないもの。

５．　請負者が不適当なことを指摘したにもかかわらず、注文者又は入居者が採用された施工方法に起因するもの。

６．　注文者の支給材によるもの、並びに注文者又は入居者が持ち込みあるいは取付けた材料、部品、設備、機器、器具に起因するもの。

７．　仕上のキズで引渡し時に申し出がなかったもの。

８．　請負者及び請負者の指定する業者が関与しない増改築、補修に起因するもの。

９．　引渡し後、屋根、外壁等にベランダ、物干し、アンテナ、水槽等の取付を行い、これに起因するもの。

１０．　保証期間経過後、請負者に申し出があったもの、又は保証該当事項の発生後すみやかに申し出がなかったもの。

１１．　注文者、入居者又は第三者の故意又は過失に起因するもの。

１２．　注文者及び入居者の暮らし方に起因する以下の項目。

（１）　設備機器等の「取扱説明書」、「警告表示」などに示された住い方、取扱い方、メンテナンス方法によらない場合、その他通常の住い方と異なる使用、管理に起因するもの。

（２）　し尿浄化槽、防災防犯警報機器等保守契約を必要とするものについて、注文者又は入居者が専門業者と保守契約を結ばずに起こった事故。

（３）　別荘などの常時居住しないもの、又は継続して６ヶ月以上居住しないもの。

（４）　ダニ類の発生や犬、猫、ネズミ、ゴキブリなど小動物の害に起因する損傷、機能不良。

１３．　前各号による場合のほか、保証内容に記載されている「適用の除外」欄に掲げるものに該当するもの。

―アフターサービス―

アフターサービス（定期訪問サービス）は原則として次の予定で行う。

アフター訪問　　引渡し６ヶ月後

☆不具合を発見した場合は速やかに連絡下さい。当社の専門スタッフがお伺い致します。